

9 エネルギー

1 電気事業制度全体の見直し

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
自由化範囲の拡大 (経済産業省)	小売自由化範囲の拡大については、需要家が供給者に関する選択肢を確保し得る環境整備を進めつつ、高圧(受電電圧6kV以上の需要家:中小ビル・工場等)までの自由化を行うとともに、家庭用などへの全面自由化の実施に向けた条件を明確に設定し、スケジュールを明示して取り組む。		検討・結論		(経済産業省) 平成13年11月より、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会、の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。	エネイ	
現行の接続供給制度に関する条件改善 (経済産業省)	e 接続供給料金について、現行制度における変更命令発動基準の明確化を行い、コスト削減と料金低減のインセンティブが十分に機能する制度設計を行う。		検討・結論		(経済産業省) 平成13年11月より、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会、の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。 第156回通常国会に「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案」を提出。	エネイ e	
規制機関の独立性 (経済産業省)	市場監視のためのより高度な専門性を備えた行政組織や、より公平性・中立性・透明性が確保された機動的な紛争処理を行う組織を整備する。		検討・結論		(経済産業省) 平成13年11月より、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会、の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。	エネイ	

2 ガス事業全体の構造改革

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
ガスの小売自由化範囲の拡大 (経済産業省)	a 小売自由化範囲については、その拡大スケジュールを明確にして、早期にこれを実施するとともに、家庭用を含む小規模需要の自由化の実現性についても検討する。		検討・結論			(経済産業省) 平成14年9月より、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。	エネウ a
既存のガス供給インフラの第三者への開放 (経済産業省)	a 既存のパイプラインについて、大手都市ガス4事業者以外の都市ガス会社のパイプラインなど公共性の高いものについては、第三者利用を一層拡大する。		検討・結論			(経済産業省) 平成14年9月より、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。 第156国会に「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案」を提出。	エネウ a
ガス託送制度の改善 (経済産業省)	b 卸託送制度を整備する等、託送制度の改善を図る。		検討・結論			(経済産業省) 平成14年9月より、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。 第156国会に「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案」を提出。	エネウ b
市場監視機関 (経済産業省)	ガス市場において市場の公正性を監視するための機関の設計を検討する。		検討・結論			(経済産業省) 平成14年9月より、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。	エネウ